

令和3年1月22日
資料提供

問い合わせ先
環境生活総務課 環境計画班
菅野、寺野、石井（内線2673）
（直通）073-441-2674

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき 太陽光発電事業計画（広川町上中野地区）の縦覧等を開始します

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき、太陽光発電事業計画等について、下記のとおり2事業の縦覧等を開始しますのでお知らせします。

また、縦覧期間中において、利害関係を有する方は環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地から意見を提出することができますので併せてお知らせします。

記

1 太陽光発電事業の概要

事業者		菊水株式会社
事業 1	事業の名称	有田郡広川町1太陽光発電所
	事業区域の所在地	有田郡広川町大字上中野字宮前221-1 外3筆
	事業の規模	300.0kW (3,149m ²)
事業 2	事業の名称	有田郡広川町2太陽光発電所
	事業区域の所在地	有田郡広川町大字上中野字宮前220-1
	事業の規模	133.2kW (1,333m ²)

2 縦覧及び意見募集期間等

令和3年1月22日（金） から 令和3年2月22日（月） まで

3 縦覧場所等

縦覧場所	縦覧時間	縦覧できない日
和歌山県庁 環境生活総務課（県庁本館4階） 和歌山市小松原通1-1 TEL：073-441-2674	9:00~17:45	土、日、祝
広川町役場 住民生活課 有田郡広川町大字広1500 TEL：0737-23-7714	8:30~17:15	土、日、祝

4 意見提出方法

各縦覧場所に意見書用紙を設置しています。また、県環境生活総務課のホームページから意見書用紙のダウンロードができます。

意見提出方法	提出先等
直接提出 (縦覧可能な日時のみ)	①県環境生活総務課 ②広川町役場 住民生活課
郵 送	県環境生活総務課 (当日必着)
F A X	073-433-3590 (県環境生活総務課)
電子メール	e0320003@pref.wakayama.lg.jp (県環境生活総務課)

(注) 今回、以下に示す2つの太陽光発電事業に関し、同時に縦覧を実施しています。意見書の提出にあたっては、どちらの計画に対する意見であるかを明確にしてください。

事業1：「有田郡広川町1 太陽光発電所」

事業2：「有田郡広川町2 太陽光発電所」

5 ホームページでの情報提供

下記ホームページにて、本条例の詳細等の情報を確認することができます。

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例 (和歌山県環境生活総務課)
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/taiyokojorei/gaiyo.html>

6 その他

(1) 太陽光発電事業の計画等については、事業者により公表されています。

(計画概要：菊水(株)ホームページに掲載、計画書一式：上中野集会所)

(2) 縦覧場所では「密集」や「密接」などの「密」を避けるようにしてください。(新型コロナウイルス感染症対策)